

# 平成 2 2 年玉村町議会第 4 回臨時会会議録第 1 号

---

平成 2 2 年 1 1 月 2 9 日 (月曜日)

---

## 議事日程 第 1 号

平成 2 2 年 1 1 月 2 9 日 (月曜日) 午前 1 0 時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 5 2 号 玉村町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

日程第 4 議案第 5 3 号 玉村町長及び副町長の諸給与条例の一部改正について

日程第 5 議案第 5 4 号 玉村町教育委員会教育長の給与条例の一部改正について

日程第 6 議案第 5 5 号 玉村町職員の給与に関する条例等の一部改正について

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1番	笠原 則孝 君	2番	石内 國雄 君
3番	原 幹雄 君	4番	柳沢 浩一 君
5番	齊藤 嘉和 君	6番	筑井 あけみ 君
7番	備前島 久仁子 君	8番	島田 榮一 君
9番	町田 宗宏 君	10番	川端 宏和 君
11番	村田 安男 君	12番	高橋 茂樹 君
13番	浅見 武志 君	14番	石川 眞男 君
15番	三友 美恵子 君	16番	宇津木 治宣 君

欠席議員 なし

---

説明のため出席した者

町 長	貫井 孝道 君	副 町 長	横堀 憲司 君
教 育 長	新井 道憲 君	総 務 課 長	重田 正典 君

---

事務局職員出席者

議会事務局長	佐藤 千尋	庶務係長兼 議事調査係長	石関 清貴
主 査	関根 聡子		

## ○開会・開議

午前10時開会・開議

議長（宇津木治宣君） ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより平成22年玉村町議会第4回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

## ○日程第1 会議録署名議員の指名

議長（宇津木治宣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、玉村町議会会議規則第120条の規定により、6番筑井あけみ議員、7番備前島久仁子議員の両名を指名いたします。

---

## ○日程第2 会期の決定

議長（宇津木治宣君） 日程第2、会期の決定について。

本臨時会の会期につきましては、去る11月25日、議会運営委員会を開催し、審査をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

齊藤嘉和議会運営委員長。

〔議会運営委員長 齊藤嘉和君登壇〕

議会運営委員長（齊藤嘉和君） おはようございます。平成22年玉村町議会第4回臨時会が開催されるに当たり、去る11月25日午前9時より役場4階会議室において議会運営委員会を開催し、議事日程を作成いたしましたので、ご報告申し上げます。詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

会期は、本日1日限りといたします。

本臨時会に上程される議案は、玉村町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について等4議案が予定されております。

本臨時会の効率的かつ円滑な議会運営ができますよう各位のご協力をお願い申し上げまして、報告といたします。

議長（宇津木治宣君） お諮りいたします。

平成22年玉村町議会第4回臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

---

○日程第3 議案第52号 玉村町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○日程第4 議案第53号 玉村町長及び副町長の諸給与条例の一部改正について

○日程第5 議案第54号 玉村町教育委員会教育長の給与条例の一部改正について

議長（宇津木治宣君） 日程第3、議案第52号 玉村町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてから日程第5、議案第54号 玉村町教育委員会教育長の給与条例の一部改正についてまでの3議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第3、議案第52号から日程第5、議案第54号までの3議案を一括議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

貫井町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） おはようございます。提案理由の説明を申し上げます。

議案第52号 玉村町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について提案申し上げます。本案につきましては、平成22年度の人事院勧告において、職員の期末勤勉手当が0.2月引き下げられたことを踏まえ、町長、副町長、教育長及び議員の期末手当につきましても、勧告の趣旨を尊重し、同様の引き下げを行うものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

以上です。

---

議長（宇津木治宣君） 休憩します。

午前10時04分休憩

---

午前10時04分再開

議長（宇津木治宣君） 再開いたします。

---

議長（宇津木治宣君） 町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） ただいま提案説明の中で、議案第52号ということで、53号、54号に関

しての説明がなかったものですから、議案第52号から議案第54号 玉村町教育委員会教育長の給与条例の一部改正までの議案について一括してご説明申し上げますということに訂正をさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（宇津木治宣君） 提案説明を終了いたします。

これより日程第3、議案第52号 玉村町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてに対する質疑を求めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

最初に、反対の方の討論を求めます。

---

議長（宇津木治宣君） 休憩します。

午前10時05分休憩

---

午前10時05分再開

議長（宇津木治宣君） 再開いたします。

---

議長（宇津木治宣君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番（町田宗宏君） 反対討論を行います。

ことしの9月の定例会で町職員、特別職及び議員の月例給、報酬及び期末手当の引き下げについてということで一般質問をしました。それで、今度は議員の分だけですから、議員の給料、期末手当の引き下げについての意見を述べます。

町の職員が今度月例給、要するに給料と期末手当、両方を引き下げられると、これはこの後の条例で出ますけれども、議員は給料は引き下げられないと、期末手当だけ下げると、こういう条例案になっているわけですが、9月でも言ったのですけれども、一般の職員が町長を中心に、あるいは議会もそうなのですけれども、議会も積極的に協力して心から町をよくしようというためには、やっぱり一般職がその月例給と期末手当を引き下げられるなら、議員も同じように給料と期末手当の両方を引き下げないと、職員の皆さんがまず、何だ、議員は日ごろ大したことをやっていないのに下げないのかと、そう思っている人が随分いるのです、はっきり言って。そのことを9月の定例会で提言し

ました。一般職の職員が月例給と期末手当を引き下げるなら、議員の給料も期末手当も同じように引き下げるべきではないかと、こういうことを言いました。

それにもかかわらず、その意見は取り入れられていないと、これでは、まず我々の足元にいる職員の皆さんの協力が得られないと、ましてや一般の町民の皆さんが何やっているのだと、このように思うと思います。理解が得られないと、こういうことです。

よって、本案には反対です。終わります。

議長（宇津木治宣君） 次に、賛成の方の討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

異議がありますので、起立により表決を行います。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（宇津木治宣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第4、議案第53号 玉村町長及び副町長の諸給与条例の一部改正についてに対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

最初に、反対の方の討論を求めます。

9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番（町田宗宏君） 先ほどの反対討論と同じです。一般職員の月例給と期末手当を下げると、町長、副町長の報酬は下げないと、期末手当だけ下げると、こういうことですがけれども、これでは町長を中心にして職員の皆さんが町をよくするために頑張ろうと、そういう気になれないのではないかと、思うのです。ましてやこの特別職報酬等審議会を開いたらどうかと、9月の定例会で提言しましたけ

れども、それも開いていないと、こういう状況であるわけです。これでは、本当に町民の皆さんがそれでいいのかと疑問に思う方が多いと思うのです。ご理解は得られないと、こう思います。

今月の26日、つい最近、きのう、おととい、さきおとといになりますか、町税の滞納者との和解の問題で、第2回の口頭弁論が前橋の地方裁判所で行われました。町民が、ましてや元議長と元議員が町長を告訴するという事は容易なことではないと思うのです。しかも、その資料はどこから出ているかという、この町の役場の職員がみんなつくった資料が弁護士のところへ行っているのです。私、弁護士と仲がいいから知っています、相談も受けています。みんな役場の職員がつくっているのです。

要するにもう町長がやっていることは我慢できないと、どうにか一日でも早く町長にやめてもらいたいという、そういう職員がいるということです。だから、告訴するならぜひ頼むと、資料は全部提供しますということで、みんな職員がつくってくれているのです。はっきり言ってそういうことです。そういうことが起こり得るのです、こういうことをやっていると。おれさえよければいいのだと、おれの部下の職員が給料を下げられても、おれは仕事をしているのだから、そんな下げることはない、そんなことを言っているから、そういう裁判ざたになると、こういうことが1つあると思うのです。

それから、この話で町長の同級生といろいろ話しました。その人は、町長と小学校、中学校の同級生です。選挙では、随分一生懸命……

議長（宇津木治宣君） 町田議員に申し上げます。

9番（町田宗宏君） 違うのだよ、いいのだよ、これに関連しているのだから。

その人がもうやめたと、貫井町長はもう町長としての資格がないと、これから応援しないとはっきりそう言いました。だから、この報酬及び期末手当の減額についても、私が9月に質問したときもその人と相談したのです、そしたら大いにやってくれと。また、こういうことで町長は下げないと、では大いに反対してくれと、我々も応援すると、こういうことで今質問をしているわけですがけれども、町長が本当に町のことを思い、職員のことを考えたら、金額にしたら幾らでもない、これは心の問題だから、本当のことを言うと。心の問題なのです。部下を大切に、町民を大切に、だから苦しいことは職員と一緒にそれを味わうと、町民と一緒にそれを味わうのだと、こういう気持ちが大切だということを僕は説いているのです。それがなかなかわからないですね、町長には。もう私に言わせれば、町長は町長としての資格がない、そのように言っていると思います。

最後に言います。これは9月でも言いました。人の上に立つ人は、自分に厳しく、部下なり周りの人に優しくなければ、心から従ってもらうことはできない、よい統率はできないと、そのことをよく考えていただきたいと思います。

以上で反対討論を終わります。

議長（宇津木治宣君） 次に、賛成の方の討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

異議がありますので、起立により表決を行います。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（宇津木治宣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第5、議案第54号 玉村町教育委員会教育長の給与条例の一部改正についてに対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

最初に、反対の方の討論を求めます。

9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番（町田宗宏君） 反対討論を行います。

教育長は、教育者のトップにいと、町の町民、幼稚園の生徒まで含めて町民の教育に当たっていると、ましてや私の高等学校の後輩です。その後輩が今まで述べてきたように、自分の事務局にいる職員は月例給と期末手当を下げられると。だけれども、自分は期末手当だけしか下げないと。これで平気である、そういう教育長は理解できない、本当に理解できない。教育長失格と言ってもいいのではないかと思うのですが、本当に勇気があって、教育長とはどういう立場の人かということをよく考えれば、この条例案に反対するのではないかと思います。勇気がないのか、能力が低くて判断が間違っているのか、こういう後輩がいるということが先輩として情けないです。

以上で反対討論を終わります。

議長（宇津木治宣君） 次に、賛成の方の討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

異議がありますので、起立により表決を行います。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（宇津木治宣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

## ○日程第6 議案第55号 玉村町職員の給与に関する条例等の一部改正について

日程第6、議案第55号 玉村町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第6、議案第55号を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 議案第55号 玉村町職員の給与に関する条例等の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成22年度の人事院勧告に基づき民間給与との較差を解消するため、必要な措置を行うものでございます。人事院勧告を踏まえた改正内容につきましては、次のとおりです。まず、月例給については、中高年齢層の月例給を平均0.1%引き下げるとともに、55歳以上で給料表6級の職員に対しては、さらに1.5%を減額いたします。

次に、期末勤勉手当につきましては、支給月数を0.2月引き下げ、年間で3.95カ月となります。また、4月から11月までの期間に係る較差相当分を年間給与で解消するため、給与額及び6月に支給された期末勤勉手当に調整率である0.28%を乗じた額につきまして、12月期の期末手当から減額調整をすることとなります。これらの人事院勧告を踏まえた改正により、玉村町におきましても適正な給与水準の確保に努めてまいりたいと考えております。

なお、平成23年度以降の期末勤勉手当につきましては、国家公務員と同様に今回引き下げた後の年間支給月数を、支給月及び期末勤勉手当の割合を考慮した上で再配分しております。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

以上です。

議長（宇津木治宣君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

14番石川眞男議員。

〔14番 石川眞男君発言〕

14番（石川眞男君） ちょっと質問します。

この人勤の勧告に基づいて、こういった条例改正を出したわけですが、この決断をするに当たって、昨今の要するに公務員制度改革ということに配慮したかどうかということをお聞きしておきたいのです。というのは、最近の民主党のマニフェストで国家公務員の人件費を2割削減とか、またいろんな形での公務員制度改革という流れの中で、また新しい政党は人勤の下げ幅だけでは低過ぎるというような議論も出ていた。

しかし、その中で私が思うのは、やはり何か小さな政府論の流れの中でこういった議論がされているのだけれども、実際のところあるデータによると、1,000人当たりの公的分野における国家公務員の数は日本は33人だそうです。フランスが88人、アメリカ73人、イギリス68人ということで、このデータからいくともう国家公務員の数は、世界では有数の少ないほう、一番少ないぐらいのところまでいってしまったという現状、それでその国家公務員は必ず中央公務員に連動してきますから、この辺で冷静な議論をしておかないと大変なことになると。

つまり民間企業並みという形にいくこの改正の流れなのだけれども、民間企業の動機と行政サービスをするという全体の奉仕者としての公務員制度のあり方、これまでの固まり、これは日本のやはり公務員制度の固まりというのは、雇用モデルにもなっているし、さまざまところで大きな影響があると思うので、そういった歴史的経緯を余り見ないような、現実的に非常に借金が多いから公務員制度を変えて公務員を解体するような形での議論がどうも拙速に出ているような気がするのですが、その辺を酌んでまでして、しかし考えた上でこの人勤どおりにやるのかどうかという結論に達したのかどうか、その辺をお尋ねします。

議長（宇津木治宣君） 町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 石川議員さんの質問は、非常に高度な技術を要するような質問でございますけれども、玉村町におきましては、先ほど言った公務員改革、2割削減というようなこともありますけれども、そういうことにとらわれないで、まずは玉村町独自でどうかということを考えました。

基本的には、玉村町の今の財政力からしますと、職員給与は現状であってもそれほどの影響はないというのは私の考えでございますけれども、職員そのものは、基本的にこの人事院勧告を尊重したいと、人事院勧告は必ず毎年毎年下げるわけではございませんし、これまた景気が変わってきますれば民間が上がりますから、そうすると人事院勧告は上げるということになると思います。そういうときには、人事院勧告どおり上げてほしいということだと思っておりますけれども、基本的に職員の考え方は、

この人事院勧告を基準ベースとして給与体制を今までつくってきたわけですが、今後もこれを尊重したいというのが職員の考えでございますし、私としても、そういう中で人事院勧告を一つの基準にしていくという今までの考え方に沿った中での考えであるということで、職員とはそういう形で、この給与に対しての話し合いをしているというのが現状でございます。

議長（宇津木治宣君） ほかに質疑ありませんか。

2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） 質問させていただきます。

この条例に基づいた関係と今現在の関係で、職員の方のおよその平均的な金額を教えてくださいと思います。まず、1年目、10年目、20年目、30年目という形の、およそどのぐらいの変化があるかを教えてください。

---

議長（宇津木治宣君） 休憩します。

午前10時26分休憩

---

午前10時27分再開

議長（宇津木治宣君） 再開いたします。

---

議長（宇津木治宣君） 重田総務課長。

〔総務課長 重田正典君発言〕

総務課長（重田正典君） 今ご質問いただいた、要するにどのくらい下がるのかという話だと思うのですけれども、ちょっと積算していないので、後日資料をつくって皆さんに配付したいと思います。よろしくお願いたします。

議長（宇津木治宣君） 2番石内議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） 職員の方の金額がどのくらい下がってしまうのかとか、またそれが年数によっても違ってきますので、言葉だけではなくて、ぜひ数字等で示していただければと思いました。では、後でよろしくお願いたします。

議長（宇津木治宣君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

最初に、反対の方の討論を求めます。

9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番（町田宗宏君） もう4回目になるのですか、楽しいですね。先ほどから言っているとおり、特別職並びに議員の報酬なり給料は下げないと、一般の職員は給料と期末手当を下げると、本当にこれでいいのだろうか。職員は、表立っては言いません。言わないけれども、腹の中では何だと、町長も自分さえよければと、こういうのかなと、議員の皆さんも同じではないかと思っているのではないですか。面従腹背というやつですよ。面と向かったときはにこにこして、へこへこして、おじぎをすると、だけれども、腹の中では背いていると、背中を向けていると、何だと、こういうことだと思います。

したがって、特別職と議員の報酬なり給料を下げないのなら、一般の職員の給料も下げるべきではないと。人事院の勧告を参考にしてと言いますが、今町長が言ったように町の財政はそんなに悪くないと言ったばかりです。それなら給料は下げる必要はないのではないかと、私はそのように思います。

終わります。

議長（宇津木治宣君） 次に、賛成の方の討論を求めます。

14番石川眞男議員。

〔14番 石川眞男君発言〕

14番（石川眞男君） 議案第55号に関して、賛成討論させていただきます。

町田議員が4回反対討論をやりましたので、一度ぐらい賛成討論を。今のこの公務員制度改革をめぐるさまざまな論点があるわけですが、実はこの人事院勧告どおりに引き上げないしは引き下げるといふ、これまでの慣用は日本社会において一つの目安だと思います。そのことを時には踏み込んでもっと下げるといふような議論が国会の中でされていたことも勘案しますと、この勧告どおりの決断をしたという執行に対して、私は全面的に賛成したいと思います。

問題は、今後こういった理性的な判断を執行側がとり続けることができるかどうかというぐらい公務員制度改革のあらしが吹き荒れてくるのではないかと思います。しかし、やっぱり冷静に考えてみなければならないのは、戦後の公務員制度が果たしてきた日本における役割というものの、その重大さというものをはっきり認識すること、それから民間の企業は、それは営利に走るわけです。動機が営利なのです。しかし、公務員というのは、北海道から沖縄まで全国の国民がひとしく行政の恩恵にあずかれるような、そういった行政サービスを一つの動機としますから、余り給与の荒波にさらすことはいかながなものかといった議論も今後展開していかなければならないかと思います。

そういう意味において、今回のこの議案は、単なる人事院勧告どおりにやるかどうかというものを

超えて、その背景には、今後の公務員の姿をどういうふうに持っていくのかということが背景にあることを皆さんに考えていただきながら、私の賛成討論とさせていただきます。

以上です。

議長（宇津木治宣君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） 討論終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

異議がありますので、起立により表決を行います。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（宇津木治宣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

#### ○字句等整理委任について

議長（宇津木治宣君） お諮りいたします。

玉村町議会会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

---

#### ○閉 会

議長（宇津木治宣君） 以上をもちまして、本臨時会に上程されました議案の審議はすべて終了いたしました。慎重審議いただき、ありがとうございました。

これをもちまして、平成22年玉村町議会第4回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時33分閉会